

住宅耐震改修に伴う減額措置について

平成18年度より、昭和57年1月1日以前に建築された住宅について、耐震改修を行った場合には、その住宅に係る固定資産税(120m²相当分まで)の税額を次のとおり減額されます。

耐震改修工事の完了時期	減額措置の内容
平成18年～平成21年	3年間
平成22年～平成24年	2年間
平成25年～平成27年	1年間

- 要件 ① 現行の耐震基準に適合する耐震改修であること
② 耐震改修にかかる費用が30万円以上であること

- 手続きについて

現行の耐震基準に適合した工事であることの※証明書を添付し、工事完了後、3か月以内に税務課まで申告してください。

※証明書を発行する機関

建築士・指定住宅性能評価機関・指定確認検査機関